

規制改革会議の進め方について

1. 会議の開催

来年6月までの1年間をサイクルとして、規制改革の審議を進める。
開催頻度は月1回を基本とし、計画的かつ弾力的に開催する。

2. 審議事項と審議方法

(審議事項)

別紙参照

(審議方法)

○答申をとりまとめる際には、本会議の審議を経た上で決定することとする。また、答申をとりまとめるまでの間に、機動的な意見表明が効果的であると判断した案件については、都度、本会議の審議を経た上で本会議の意見として決定することとする。

○改革事項の審議に当たっては、案件の性格を踏まえ、国際先端テストを積極的に活用する。

3. ワーキング・グループ等の設置

1) 「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」、「地域活性化」の5つのワーキング・グループを設置する。

2) 規制改革ホットラインへの提案事項への対応については、規制改革会議の場で精査・検討を要する重要案件を審議するため、ホットライン対策チームを引き続き設置する。

4. 公開ディスカッションの開催

第2期(平成25年7月～平成26年6月)における開催実績を踏まえ、公開ディスカッションを開催する。

5. 答申等

来年6月を目途に答申を取りまとめる。必要に応じ、中間とりまとめなどを検討する。

なお、状況に応じ、随時「意見」を公表する。

6. その他

事務局に広報担当を置く。

規制改革会議における審議事項について

1. 内閣の重要施策の実現の阻害要因となっている規制の改革

- ◎ 規制改革会議は、これまで、内閣の重要施策実現の阻害要因となっている規制の改革、並びに、国民・企業・団体等から寄せられた要望に基づく規制改革に取り組むことを重視してきた。

今期は、内閣の重要施策のうち、特に「女性の活躍促進」及び「地域活性化」に資するという観点から、当面、次の項目について検討・審議を進めていく。

① 多様な働き方を実現する規制改革

女性の活躍する社会、若者や高齢者も能力を発揮できる社会を実現するため、労働時間規制の在り方を含め、より多様で柔軟な働き方の選択肢を拡大する方策を、本会議において議論する。

② 地域活性化に寄与する規制改革

本テーマの検討に当たっては、“地域が主役”との観点から、本年10月の規制改革ホットライン（地域活性化集中受付）等の機会を通じ、地域からの声を積極的に受け止め、その実現に向けて取り組む。

その際、まち・ひと・しごと創生本部、国家戦略特区等と適宜連携を図る。

これと並行して、既に「規制改革ホットライン」に寄せられた事項の中から、地域活性化の観点から重要な項目（例：観光、建設関連分野）について速やかに検討に着手し、本会議・ワーキング・グループ（以下WGとする。）で分担して取り組む。

（注）上記以外の規制改革事項についても、各WGにおいて必要な検討を行う。

2. これまでに取り組んだ改革の総仕上げ（重点的フォローアップ）

- ◎ 過去2期の実施計画に盛り込まれた規制改革事項を中心に、改革の趣旨が損なわれることなく貫徹されるよう、法制化に向けた検討の内容や運用状況について粘り強くフォローアップしていく。状況によっては、会議としての意見を取りまとめ、表明する。

その際、より効果的・効率的にフォローアップするという観点から、事項ごとに、本会議とWGとで分担の上で検討を進める。

(1) 制度改正前のものであり、制度検討の内容をフォローするもの

- ①新たな保険外併用の仕組みの創設
- ②介護・保育事業等の経営管理の強化とイコルフットィング確立
- ③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善
- ④医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築
- ⑤一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備
- ⑥保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入
- ⑦ジョブ型正社員の雇用ルール整備
- ⑧有料職業紹介事業等の規制の見直し
- ⑨労使双方が納得する雇用終了の在り方
- ⑩ダンスに係る風営法規制の見直し
- ⑪ビッグデータ・ビジネスの普及
- ⑫流通・取引慣行ガイドラインの見直し
- ⑬農業関連規制の見直し
- ⑭外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し
- ⑮改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討

(2) 制度改正済のものであり、運用状況をフォローするもの

- ①介護・保育事業等の経営管理の強化とイコルフットィング確立
- ②一般用医薬品のインターネット販売
- ③老朽化マンションの建て替え等の促進
- ④次世代自動車関連規制
- ⑤農地中間管理機構の創設

3. 規制レビュー

◎ 各府省における規制レビューを着実に推進する。

具体的には、当面、各府省において優先的に規制シートを作成すべき事項を本会議において決定し、各府省から送付された規制シートについて、必要に応じ各府省からのヒアリング等を行う。